

山口県報

平成24年
10月5日
(金曜日)

目次

解除予定保安林(下関市)(森林整備課).....	一
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....	一
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課).....	二
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....	三
山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等(労働政策課).....	三
開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....	五
公安委告示	
警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施.....	五



山口県告示第三百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十四年十月五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 解除予定保安林の所在場所
下関市豊北町大字矢玉字法六九一の一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十四年十月五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市上宇野令字畑西側五六六の五・五六六の六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

周南市大字金峰字杉の浴二五七、字針り石二五八、二五九、字長渡路二六九、六五三、六五四、六五七の二、六五八、六五九、六六〇の一、六六〇の二、六六〇の三、六六一、六六二、大字鹿野上字花ヶ谷三三〇の二・三三〇の二九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、大字鹿野中字湯高本浴西平六四三の二、字湯高本浴東平六四四の二、大字長穂字叶木七九五の一・字河内一〇三一の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、大字須々万奥字寺屋敷一九八五の一、字茅刈場一九八六の一、字上神田二〇三二の一、字田四郎村二〇三三の一、二〇三三の二、字神田二四九一、字唐櫃東二四九四、字中唐櫃東二五〇二、字下助二五四八、字神主二五六九の一、字平瀬二八三〇の七から二八三〇の一〇まで、二八三〇の二から二八三〇の二〇まで、二八三〇の二二から二八三〇の二六まで、二八三〇の二九、字下助上二八七三、二八七三の一、三七五六から三七六二まで、三七六三の一、三七六三の二、三七六四から三七六六まで、字奥の浴四二二六から四二二九まで、字唐櫃四三五一、四三五四、字佐古四三八五

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 - 周南市大字金峰字末広二六三、二六五の一、二六五の二、二六六の一、二六六の二、二六七の一、二六七の二、字長渡路六八、六八二の一、六八二の二、六八三から六八五まで、大字大潮字ジャン迫二七六の一・二七七の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、大字鹿野上字大栗四〇三、字二ナ吸四〇四の一、四〇四の二、大字大道理字畑一〇六五、一〇七七、一〇七八の一、一〇八〇、一〇八〇第一、一〇八一の三、字道谷二六四二から二六五〇まで
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)



(四七四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年十一月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日
平成二十四年九月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 周防大島海業研究会
代 表 者 の 氏 名 小方 俊徳
主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字西方一九一四番地の一

三 定款に記載された目的
住民、各種団体等に対して、周防大島町近辺における海洋生態系の研究と資源の活用、環境保全に関する情報発信を行うことにより、優れた自然環境を保護するとともに、この自然を生かした地域の振興と発展に寄与すること。

(四七五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年十一月十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 スタッフ

代表者の氏名 田村 弘行

主たる事務所の所在地 長門市三隅中一八六番地の二

三 定款に記載された目的

過疎、高齢化する地域社会のため、農業を通じた環境の保全や経済発展を目指すとともに、高齢者や障害者への支援活動を推進することにより、地域の振興に寄与すること。

(四七六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十一月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人日本がん学校

代表者の氏名 孕石 善朗

主たる事務所の所在地 静岡県藤枝市駿河台五丁目一番一七号

(四七七) 山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第四十四期使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

平成二十四年十月五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 推薦者の資格

(一) 使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主要な部分となっている使用者団体でなければならない。

(二) 労働者委員の候補者を推薦する資格のある労働組合は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条に規定する労働組合であつて、山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明されたものでなければならない。

二 被推薦者の資格

委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

委員の候補者を推薦しようとする使用者団体又は労働組合は、推薦書(別記様式)にその候補者の履歴書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、労働組合にあつては、山口県労働委員会の資格証明書を添えなければならない。

(二) 書類の提出先

四 推薦期間

山口県商工労働部労働政策課
平成二十四年十月十六日(火曜日)から同年十二月十八日(火曜日)まで

五 労働委員会への資格審査申請

(一) 資格審査の申請をしようとする労働組合は、次に掲げる書類(連合体にあつてはこれを組織する組合の関係書類、単一組織の組合にあつては支部の関係書類を含む。)を山口県労働委員会に提出しなければならない。

1 労働組合資格審査申請書

2 組合規約及びこれに準ずる諸規程

3 労働協約、覚書その他附属協定

4 組合役員名簿

5 職制機構図

6 組合の予算書又は決算書

7 大会議案書

8 その他必要と認められる立証資料

(一) 過去において山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明された労働組合であっても、この推薦を行うためには、新たに資格審査を受けなければならない。

(二) 資格審査には日時を要するので、できるだけ早く申請するよう。

六 その他

不明の点があるときは、一から四までについては山口県商工労働部労働政策課(電話〇八三三一九三三―三三三三〇〇)に、五については山口県労働委員会事務局(電話〇八三三一九三三―四四四四)に照会するよう。

別記様式

推 薦 書

年 月 日

山口県知事 様

推薦者 主たる事務所
の所在地

名 称

代表者氏名

④

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、山口県労働委員会の労働者委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	年 月 日	年 月 日
生 年 月 日		
所属団体の主たる事務所の所在地及び名称		
所属団体における地位		
所属団体の構成員数		
加盟上部団体の名称		

添付書類

1 候補者の学歴、職歴、組合運動関係及び政党関係を詳細に記入した履歴書

2 労働組合が推薦しようとする場合にあっては、山口県労働委員会の資格証明書

注 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、候補者の属する全ての所属団体について記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列とする。

(四七八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年十月五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
岩国市室の木町一丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島市西区横川町三丁目二番三六号
株式会社フレスタ



山口県公安委員会告示第四十一号

警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

平成二十四年十月五日

山口県公安委員会

- 一 審査を行う警備業務の種別及び級並びに審査の定員種別及び級
 - (一) 種別及び級
 - 空港保安警備業務(一級)、空港保安警備業務(二級)、施設警備業務(一級)、施設警備業務(二級)、交通誘導警備業務(一級)、交通誘導警備業務(二級)、核燃料物質等危険物運搬警備業務(一級)、核燃料物質等危険物運搬警備業務(二級)、貴重品運搬警備業務(一級)及び貴重品運搬警備業務(二級)
 - (二) 定員 五十人
 - 二 審査の日時及び場所

日	平成二四、一一、一三	午前九時から正午まで	山口市滝町一番一号 山口県警察本部	場	所
---	------------	------------	----------------------	---	---
 - 三 審査の対象者

警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。)附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。)第一条第一項に規定する検定(以下「旧検定」という。)に合格した者(次のいずれかに該当する者を除く。)

- (一) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である警備員
- (二) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者(一)に掲げる者を除く。)
- 四 審査の方法
 - 学科技験及び実技試験により行うものとする。
- 五 審査申請書の受付期間及び時間
 - 平成二十四年十月二十九日(月曜日)から同年十一月二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 - なお、受付期間内でも、申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものとする。
- 六 審査申請書の提出先
 - (一) 山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者
山口県内の最寄りの警察署
 - (二) 山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者
山口県内の住所地を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署
- 七 提出書類
 - (一) 審査申請書(規則附則別記様式によること。)
 - (二) 添付書類
 - 1 六の(二)に該当する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面
 - 2 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)
 - 3 旧規則第八条の合格証の写し
- 八 審査手数料

四千七百円に相当する山口県収入証紙を審査申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 その他

(一) 審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。

平成二十四年十月五日印刷
発行

発行所

山口県知事庁